諮問庁:法務大臣

諮問日:平成29年5月30日(平成29年(行情)諮問第206号)

答申日:平成30年6月13日(平成30年度(行情)答申第108号)

事件名:平成20年度特定地方法務局登記所備付地図作成作業委託契約に係る

予定価格についての決裁書類のうち歩掛かりに係るもの等の一部開

示決定に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書1ないし文書10(以下,順に「文書1」ないし「文書10」といい、併せて「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の3の開示すべき部分欄に掲げる部分を開示すべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく各開示請求(平成28年12月8日受付第282号ないし同第291号)に対し、平成29年2月6日付け○法総発第94号により特定地方法務局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、以下の決定を求める。

- (1)原処分を取り消す。
- (2) 平成20年度ないし平成28年度の特定県登記所備付地図作成作業請 負契約に係る予定価格調書及び積算根拠資料(作業者単価,作業別単価 は除く。)及び決裁資料一式を開示する。
- 2 審査請求の理由
- (1) 審査請求書

ア 処分庁は、不開示の理由として法 5 条 6 号口「契約、交渉又は争訟 に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立 行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそ れ」に該当するが、過去の入札の積算資料を公にしたとしても直ちに 将来における適正額での入札が困難になるなど、発注者側(行政庁) の地位を不当に害する事態になるとはいえない。

したがって、法5条6号口には該当せず、本件不開示決定は不当であり開示すべきである。

イ 公共事業等の一般競争入札において、発注者は仕様書及び設計書 (金額抜き)を事前に公開するのが通例であり、これらの資料を下に 入札参加者は積算を行い入札に参加する。しかるに、法務省(特定地方法務局)の発注する登記所備付地図作成作業の入札においては、仕様書が公開されるに留まり設計書は事前にも事後にも公開されていない。

設計書が公開されていないことにより、測量業務における加減率 (耕地、村落地、準市街地、市街地、過密市街地等のどれに該当す るかによる人員や作業時間)が不明であり、また、測量の変化率の 諸条件係数(傾斜区分、視通障害、一筆地平均面積、一筆形状、縮 尺及び精度、形状の作業効率等)も不明である。その他、打ち合わ せ回数、地図の枚数等、多くの情報が不足しており、積算が困難な 状態での入札が行われている。

ウ 審査請求人による本件情報公開請求及び本件審査請求は、予定価格 を推測することを目的とするものではなく、適正な競争の確保のため には、適正な数量、加減率、変化率等を公開することが必要であると の考えの下、審査を求めているものである。

現に公開されている仕様書のみでは、これら適正数量、加減率、変化率等を読み取ることができず曖昧な積算による入札となり、結果として、契約後に混乱を招き発注者側(行政庁)及び受注者側の双方において、予期しない事態が発生する危険が存在する。

本来であれば、入札前に積算書が公開されてしかるべきであるが、 当該入札時に法による開示を求めることは時間の制約上困難である。 事後であっても公開することが、将来の公正な入札に資するものであ る。

エ 「公共工事の入札および契約の適正化を図るための措置に関する指針」には、各省庁の長等が、契約締結後に事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合には公表する旨が記載されている。これにより、類似の地図作成作業である地籍調査(国土交通省所管)の積算根拠は、特定団体により公開されている。

国土交通省の地籍調査と法務省の登記所備付地図作成作業は、所轄 の省庁は異なるものの、事業の性質は極めて類似しており、法務省が 積算根拠を公にすることで当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれは見あたらない。法務省が地図作成作業において不開示と するならば、不開示理由について具体的な説明が求められるべきであ る。

オ 本件に類似する事案として、諮問庁:防衛大臣、諮問日平成22年 11月18日(平成22年(行情)諮問第562号、同第563号、 同第565号及び同第566号)答申日平成22年3月15日(平成 22年(行情)諮問第604号、同第605号、同第607号及び同 第608号)があり、その答申書においては、「開示すべきである」 との結論が出ている。

## (2) 意見書 (別紙の添付資料は省略)

審査請求人は、貴庁の平成29年6月13日付け情個審第1876号に添付された諮問庁の「理由説明書」(下記第3。以下同じ。)に対して、以下のとおり意見を述べる。

#### ア 諮問庁の理由説明書の要旨

諮問庁は、「登記所備付地図作成作業の調達の予定価格については、作業の種別ごとの、作業量、労務単価、材料費、諸経費等に基づき算出し、これと入札参加者から提出された価格証明書等を比較して決定している。したがって、これらが記載されている予定価格の積算根拠資料を明らかにすると、入札参加者に将来の同作業の調達に係る予定価格を類推されるおそれがある。そして、予定価格が類推されると事業者間の談合の資料とされるなどの弊害を生み、調達手続の適正性や競争性が阻害される」として、結果として、法5条6号ロの不開示情報に該当すると主張する。

## イ 審査請求人の意見

(ア)審査請求人は「歩掛かり」に係る情報の開示を求めていること そもそも、審査請求人は、諮問庁も理由説明書で認めているとお り、予定価格調書の決裁書類一式のうち歩掛かりに係るものの開示 を求めているものである。

「歩掛かり」とは、「ある作業を行う場合の単位数量または、ある一定の工事に要する作業手間ならびに作業日数を数値化したもののこと。土木工事及び建築工事の積算の際は、歩掛にそれに対応する職種の労務単価を乗じ、場合によってはそれに諸経費を追加して価格を算出して工事の費用の根拠とする。」とされる。

これに対して、諮問庁自身も、「予定価格については、作業種別ごとの、作業量、労務単価、材料費、諸経費等に基づき算出」されるべきことを、当然に予定している。ここで、諮問庁が挙げている各項目のうち、上記「歩掛かり」に該当するものは、「作業量」に限定されるところである。つまり、審査請求人は、予定価格の算出の構成要素について、労務単価等も含めて全ての情報を開示することを求めているものではない。

よって、あたかも審査請求人が、労務単価の設定を含めて、予定価格の算出の基礎とされる全ての情報の開示を求めているかのようにいう諮問庁の主張は、審査請求人の請求を意図的に捻じ曲げて捉えているものと言わざるを得ない。

(イ) 諮問庁の主張は積算根拠資料の全てを開示した場合の弊害につい

て述べているにすぎないこと

諮問庁は、「予定価格の積算根拠資料を明らかにすると、入札参加者に将来の同作業の調達に係る予定価格を類推されるおそれがある」とする。

しかし、上記(ア)で述べたとおり、審査請求人は、労務単価の設定等を含めて、積算根拠資料の全てを開示することを求めているのではないのであり、あたかも、審査請求人が積算根拠資料の全ての開示を求めているかのように誤った前提を立て、その前提の上で、「予定価格を類推されるおそれがある」と決めつけるのは、公開の対象範囲を審査請求人の請求以上に拡張して、その全てを公開した場合に想定される弊害を論じているにすぎないものであり、審査請求人の公開請求を却下するために意図的に論点をすり替えているものと言わざるを得ない。

(ウ) 地図作成作業の調達に関して入札の適正性を確保するためには作業量に係る情報を開示することが当然に求められること

そもそも、地図作成作業に調達に関する入札を適正に実施するためには、当該地図作業の「歩掛かり」、すなわち当該作業を行う場合の単位数量を明示すべきことは当然といわなければならない。

諮問庁が掲げた予定価格の算出の基礎情報のうちでいえば、「作業量」がこれに当たるものである。

当然のことながら、作業量は、地図作成作業の調達の時点で客観的に確定しているものであり、また、諮問庁としても、どのような地図作成作業の調達が必要とされているかについては、調達を実施する時点では明確に把握しているところのものである。

そして、入札者に対しては、予定価格の算出の基礎情報のうち最も基本的な情報である「作業量」については、諮問庁が把握している情報については過不足なく公開されるべきものである。

逆に「作業量」を規定する基礎情報が開示されない場合には、入 札者としては、いわゆる「どんぶり勘定」によって作業量を推定し て、概算の入札を実施するしかなくなり、入札における適正な競争 を維持することは到底望みえないところである。

以上より、入札の実施に際しては、「歩掛かり」すなわち「作業量」に係る情報を開示することは、入札の適正性を確保するために 当然に要請されるところである。

そして、これから実施すべき入札についても「歩掛かり」、すなわち「作業量」に係る情報の開示が求められることからすれば、過去の予定価格調書の決裁書類一式のうちにある「歩掛かり」に関する情報を開示しても、入札の適正性及び競争性を害しないことは当

然である。

(エ)作業量に関する情報を開示しても調達手続の適正性や競争性が阻 害されることはないこと

諮問庁も認めているとおり、「予定価格については、作業種別ごとの、作業量、労務単価、材料費、諸経費等に基づき算出」するものであることからすれば、これらの資料のうち「作業量」すなわち「歩掛かり」のみを開示したとしても、労務単価等の情報が公開されない限り、ただちに予定価格を推測することはできないものであり、諮問庁が危惧するところの「入札参加者に将来の同作業の調達に係る予定価格を類推される」事態を招来するおそれはない。

そして作業量以外に「労務単価」等の設定は、そもそも入札者の 経営上の判断において設定することが予定されているものであり、 ここにおいてこそ入札者間の競争が期待され、その結果として調達 価格を低く抑えるという入札の本来の機能が期待されるところであ る。

以上より、「歩掛かり」すなわち「作業量」に関する情報を開示しても調達手続の適正性や競争性が阻害されないことは明らかであり、「歩掛かり」すなわち「作業量」に関する情報をも開示しないとする諮問庁の主張には理由がない。

(オ) 「仕様書」における「歩掛かり」に関する情報の開示状況 現在においては、「登記所備付地図作成作業仕様書」に関して、 入札価格を決定するために必要とされる「歩掛かり」すなわち「作 業量」に関する情報は、別紙「価格証明書の項目(作業別)」 (略)において、各項目ごとに青色表示及び赤色表示をした項目で ある。

しかるに、「入札仕様書」においては、「歩掛かり」すなわち 「作業量」に関する情報のうち、青色表示の情報のみが表示され、 赤色表示の情報は表示されていない。

そもそも、赤色表示の情報は、入札者が入札価格を決定する際に必要とする「歩掛かり」すなわち「作業量」に関する情報であり、かつ諮問庁において既に「作業仕様書」作成時点において把握している情報である。よって、過去の予定価格調書の決裁書類一式のうちにある「歩掛かり」に関する情報のうち、別紙「価格証明書の項目(作業別)」において赤色表示されている情報については、これを公開しても、「将来の同種作業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はないことは明らかであり、法5条6号ロの不開示情報に該当するものではない。

#### (力) 結論

以上より、過去の予定価格調書の決裁書類一式のうちにある「歩掛かり」に関する情報のうち、別紙「価格証明書の項目(作業別)」において赤色表示されている情報まで不開示とした諮問庁の原処分は違法といわざるを得ないのであり、速やかに取り消されるべきである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、審査請求人が特定地方法務局で実施した平成20年度から平成28年度までの「登記所備付地図作成作業」、「地図混乱地域における実態調査作業及び基準点設置作業」の調達に係る予定価格調書の決裁書類一式のうち歩掛かりに係るものの開示を求める請求に対して、特定地方法務局長(処分庁)が行った10件の開示決定において、自身の請求する予定価格の具体的な算出に係る情報の開示がされないことを不服として行われたものである。

2 原処分について

本件審査請求の対象となっている平成20年度から平成28年度までの「登記所備付地図作成作業」、「地図混乱地域における実態調査作業及び基準点設置作業」の調達に係る予定価格調書の決裁書類一式のうち歩掛かりに係るものについては、これを公にすることにより、今後も継続して実施する登記所備付地図作成作業に係る予定価格が類推されることとなり、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になるなど、国の機関が行う契約事務に関し、財産上の利益を不当に害するおそれがあることから、法5条6号口に該当するため、不開示とする処分を行った。

- 3 原処分の妥当性について
- (1)審査請求人は、処分庁が行った原処分について、「過去の入札の積算 資料を公にしたとしても直ちに将来における適正額での入札が困難にな るなど、発注者側(行政庁)の地位を不当に害する事態になるとはいえ ない。」として、原処分の不当性を主張しているが、この主張には理由 がない。

すなわち、登記所備付地図作成作業については、毎年度、同様の仕様により、民間事業者に委託して実施しており、今後も引き続き実施する予定であるところ、登記所備付地図作成作業の調達の予定価格については、作業の種別ごとの作業量、労務単価、材料費、諸経費等に基づき算出し、これと入札参加者から提出された価格証明書等とを比較して決定している。

したがって、これらが記載されている予定価格の積算根拠資料を明らかにすると、入札参加者に将来の同作業の調達に係る予定価格を類推されるおそれがある。そして、予定価格が類推されると、業者間の談合の

資料とされるなどの弊害を生み、調達手続の適正性や競争性が阻害され、 国の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、ひいては、将来の同作 業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件審査請求の 対象となっている予定価格調書の積算根拠資料は、法5条6号ロの不開 示情報に該当するとして、処分庁が行った原処分は、妥当である。

なお、情報公開・個人情報保護審査会の平成27年7月24日(平成27年度(行情)答申第233号)の答申は、「毎年度継続して同様の契約を行うことが予定されている定型的な役務契約については、その予定金額自体又はそれを類推し得る金額等を知られることにより、将来の本件業務又はこれと同種の契約に係る予定価格を類推されることとなるおそれがあることは否定できない。」として、予定価格の積算に係る情報は、法5条6号ロの不開示情報に該当し、不開示とすることが相当としている。

(2)審査請求人は,「公共事業等の一般競争入札において,発注者は仕様 書および設計書(金額抜き)を事前に公開するのが通例であり、これら の資料を下に入札参加者は積算を行い入札に参加する。しかるに、法務 省(特定地方法務局)の発注する登記所備付地図作成作業の入札におい ては、仕様書が公開されるに留まり設計書は事前にも事後にも公開され ていない。」、「設計書が公開されていないことにより、測量業務にお ける加減率(耕地,村落地,準市街地,市街地,過密市街地等のどれに 該当するかによる人員や作業時間)が不明であり、また、測量の変化率 の諸条件係数(傾斜区分,視通障害,一筆地平均面積,一筆形状,縮尺 および精度,形状の作業効率等)も不明である。その他,打ち合わせ回 数、地図の枚数等、多くの情報が不足しており、積算が困難な状況での 入札が行われている。」と主張しているが、これについても理由がない。 すなわち,一般的に,「公共工事」とは,「国,特殊法人等又は地方 公共団体が発注する建設工事」(公共工事の入札及び契約の適正化の促 進に関する法律(平成12年法律第127号)2条2項)を指し、また、 「建設工事」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)2条1項で 定める土木建築に関する工事を指しているところ,登記所備付地図作成 作業は、公共工事ではなく、公共工事に係る入札における取扱いと比較 して同作業に係る入札における取扱いを批判する審査請求人の主張は失 当である。

また、特定地方法務局における当該作業の入札に当たっては、仕様書のほか、法務省不動産登記法14条1項地図作成作業規程〔基準点測量を除く〕、法務省不動産登記法14条1項地図作成等基準点測量作業規程、調査図素図等作成要領、筆界点調査図作成要領(平成27年度及び平成28年度に限る。)等を入札参加者に配布し、これらにより作業の

内容を示している。そして、仕様書において当該作業の対象地区を特定していることから、入札参加者は、現地において、当該地区の特性、傾斜区分、視通障害等を確認することができる。また、一筆地平均面積については、仕様書において対象地区の面積及び筆数を示しているので、計算上求めることができ、縮尺及び精度については、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)10条により明らかである。さらに、一筆形状についても、対象地区を管轄する登記所で不動産登記法(平成16年法律第123号)14条4項の地図に準ずる図面の写しの交付を請求することにより、入札参加者において確認することができる。

以上のとおり、入札参加者が入札に参加するに当たって必要な情報は 開示されており、審査請求人の主張は当たらない。

(3)審査請求人は、「「公共工事の入札および契約の適正化を図るための措置に関する指針」には、各省庁の長等が、契約締結後に事後の契約において予定価格を類推されるおそれがないと認められる場合には公表する旨が記載されている。これにより、類似の地図作成作業である地籍調査(国土交通省所管)の積算根拠は、特定団体により公表されている。」、「法務省が地図作成作業において不開示とするならば、不開示理由について具体的な説明が求められるべきである。」と主張しているが、登記所備付地図作成作業が「公共工事」ではないことは、前述のとおりであり、また、地籍調査においては、特定団体により積算根拠が公開されていると審査請求人は主張するが、同協会は、地籍調査の実施主体(発注者)ではない。

なお、登記所備付地図作成作業の委託契約のような役務契約については、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号財務大臣通知)「3 契約に係る情報の公表」では、契約締結後、「予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)」を公表することとされているが、予定価格調書の積算根拠資料は、公表すべき資料とはされていない。

(4)審査請求人は、類似例として、平成22年3月15日(平成22年度 (行情)答申第604号、同第605号、同第607号及び同第608 号)の答申を挙げている。

しかし,これは,公共工事の入札に係る答申であり,公共工事ではない登記所備付地図作成作業に係る入札については当てはまらない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

- ① 平成29年5月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年6月20日

④ 同年7月5日 審査請求人から意見書及び資料を収受

審議

⑤ 同年9月4日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同月25日 審議

⑦ 同年10月31日 審議

⑧ 平成30年3月6日 審議

9 同月20日 審議

10 同年5月21日 審議

⑪ 同年6月11日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、別紙の1に掲げる各文書の開示を求めるものである。 処分庁は、文書1ないし文書10(本件対象文書)を特定し、その一部 (以下「本件不開示部分」という。)を法5条6号口に該当するとして不 開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件不開示部分は同号 口の不開示情報に該当しないとして、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件 対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性につい て検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1)本件不開示部分は、本件対象文書のうち、開示された部分である文書 1ないし文書10の各タイトル部分、ページ番号及び表を含む文書の表 中の番号を除く部分であると認められる。
- (2) 法 5 条 6 号口該当性について
  - ア 諮問庁は、上記第3の3(1)のとおり、登記所備付地図作成作業については、毎年度、同様の仕様により、民間業者に委託して実施されており、今後も引き続き実施される予定であり、また、登記所備付地図作成作業の調達の予定価格については、作業の種別ごとの作業量、労務単価、材料費、諸経費等に基づき算出し、これと入札参加者から提出された価格証明書等とを比較して決定される旨説明するところ、この諮問庁の説明を覆すに足りる事情はない。
  - イ 上記アのような登記所備付地図作成作業の実情等を踏まえると,このように毎年度継続して同様の契約を行うことが予定されている定型的な役務契約について,予定価格の積算根拠資料が明らかにされると,入札参加者に将来の同作業の調達の予定価格を類推され,その結果,落札価格が高止まりになるおそれがあり,ひいては,業者間の談合の資料とされるなどの弊害を生むおそれがあることは否定できない。
  - ウ そこで、以上を前提に検討すると、別紙の3の開示すべき部分欄に

掲げる部分を除く部分については、その記載内容等に照らし、当該部分を公にすると、将来の登記所備付地図作成作業の契約において、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になるなど、国の機関が行う契約事務に関し、財産上の利益を不当に害するおそれがあると認められることから、法 5 条 6 号口の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ しかしながら、別紙の3の開示すべき部分欄に掲げる部分については、その記載内容等に照らしてみても、具体的な作業内容に関わらない情報であるか、あるいは、既に仕様書等で公にされている情報であって、当該部分を公にしても、将来の登記所備付地図作成作業の調達の予定価格が類推されるおそれがあるとまでは認められないから、法5条6号ロの不開示情報には該当せず、開示すべきである。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本契約は、専門的な知識・経験や高度な測量技術を有している者が入札に参加するものであり、かつ、毎年継続して同様の契約を行うことが予定されている定型的な役務契約であるため、積算項目を明らかにすることで、その単価及び数量も相当程度推察されることとなり、その結果、落札価格が高止まりになること、業者の見積努力を損なわせること、入札談合につながるおそれが生じることなどの弊害を生むこととなる旨補足して説明するが、この説明を踏まえて検討してみても、将来の登記所備付地図作成作業の調達の予定価格が類推されるおそれがあるとまでは認められない旨の上記の判断を左右するものではない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号口に該当するとして不開示とした決定については、別紙の3の開示すべき部分欄に掲げる部分を除く部分は、同号口に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3の開示すべき部分欄に掲げる部分は、

同号口に該当せず、開示すべきであると判断した。

## (第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

#### 別紙

- 1 本件各開示請求に係る文書
- (1) 平成20年度 特定県 登記所備付地図作成作業請負契約に係る予定価格調書及び積算根拠資料(作業者単価,作業別単価は除く。)及び決裁書類一式(平成28年12月8日受付第282号)
- (2) 平成21年度 特定県 登記所備付地図作成作業請負契約に係る予定価格調書及び積算根拠資料(作業者単価,作業別単価は除く。)及び決裁書類一式(同第283号)
- (3) 平成21年度 特定県 地図混乱地域における実態調査及び基準点設置 作業一式に係る予定価格調書及び積算根拠資料(作業者単価,作業別単価 は除く。)及び決裁書類一式(同第284号)
- (4) 平成22年度 特定県 登記所備付地図作成作業契約に係る予定価格調書及び積算根拠資料(作業者単価,作業別単価は除く。)及び決裁書類一式(同第285号)
- (5) 平成23年度 特定県 登記所備付地図作成作業一式に係る予定価格調 書及び積算根拠資料(作業者単価,作業別単価は除く。)及び決裁書類一 式(同第286号)
- (6) 平成24年度 特定県 登記所備付地図作成作業(平成24年度及び平成25年度)一式に係る予定価格調書及び積算根拠資料(作業者単価,作業別単価は除く。)及び決裁書類一式(同第287号)
- (7) 平成25年度 特定県 登記所備付地図作成作業一式に係る予定価格調書及び積算根拠資料(作業者単価,作業別単価は除く。)及び決裁書類一式(同第288号)
- (8) 平成26年度 特定県 登記所備付地図作成作業一式に係る予定価格調 書及び積算根拠資料(作業者単価,作業別単価は除く。)及び決裁書類一 式(同第289号)
- (9) 平成27年度 特定県 登記所備付地図作成作業一式に係る予定価格調書及び積算根拠資料(作業者単価,作業別単価は除く。)及び決裁書類一式(同第290号)
- (10)平成28年度 特定県 登記所備付地図作成作業一式に係る予定価格 調書及び積算根拠資料(作業者単価,作業別単価は除く。)及び決裁書 類一式(同第291号)

#### 2 本件対象文書

文書 1 平成 2 0 年度特定地方法務局登記所備付地図作成作業委託契約に係る予定価格についての決裁書類一式のうち、歩掛かりに係るもの

文書 2 平成 2 1 年度特定地方法務局登記所備付地図作成作業委託契約に係

- る予定価格についての決裁書類一式のうち、歩掛かりに係るもの
- 文書3 平成21年度特定地方法務局地図混乱地域における実態調査作業及び基準点設置作業に係る予定価格についての決裁書類一式のうち、 歩掛かりに係るもの
- 文書 4 平成 2 2 年度特定地方法務局登記所備付地図作成作業請負契約に係る予定価格についての決裁書類一式のうち、歩掛かりに係るもの
- 文書 5 平成 2 3 年度特定地方法務局登記所備付地図作成作業請負契約に係る予定価格についての決裁書類のうち、歩掛かりに係るもの
- 文書 6 平成 2 4 年度特定地方法務局登記所備付地図作成作業請負契約に係る予定価格についての決裁書類のうち、歩掛かりに係るもの
- 文書 7 平成 2 5 年度特定地方法務局登記所備付地図作成作業請負契約に係る予定価格についての決裁書類のうち、歩掛かりに係るもの
- 文書 8 平成 2 6 年度特定地方法務局登記所備付地図作成作業請負契約に係る予定価格についての決裁書類のうち、歩掛かりに係るもの
- 文書 9 平成 2 7 年度特定地方法務局登記所備付地図作成作業請負契約に係る予定価格についての決裁書類のうち、歩掛かりに係るもの
- 文書 1 0 平成 2 8 年度登記所備付地図作成作業に係る予定価格についての 決裁書類のうち、歩掛かりに係るもの

## 3 開示すべき部分

対象文書	各文書の冒頭か らのページ数	開示すべき部分
文書 1	1	表中1行目、2行目ないし20行目の左から2列目、22行目の左から2列目及び26行目ないし28行目の左から2列目
		表右下1行目の1文字目ないし6文字目 9行目,10行目,14行目,18行目,24
	2	行目及び31行目
	3	4 行目, 1 1 行目, 2 1 行目, 2 7 行目及び3 4 行目
	4	4 行目, 13 行目, 19 行目, 24 行目, 29 行目及び34 行目
	5	5 行目、12 行目及び13 行目
文書 2	1	9 行目, 1 0 行目, 1 4 行目, 1 8 行目, 2 4 行目及び 3 1 行目
	2	4行目,11行目,21行目,27行目及び3

		4 行目
	3	4行目, 13行目, 19行目, 24行目, 29
		行目及び34行目
	4	5行目、12行目及び13行目
		表中1行目、2行目ないし20行目の左から2
	5	列目、22行目の2列目及び26行目ないし2
		8行目の左から2列目
		表右下1行目の1文字目ないし6文字目
	1	2 行目ないし 5 行目 , 1 0 行目 , 1 2 行目 , 1
		4 行目,17 行目,19 行目,21 行目,23
文書 3		行目及び25行目 まま1行日 0行日かいし01行日のまから0
		表中 1 行目, 2 行目ないし 2 1 行目の左から 2     列目
	2	
		表右下1行目1文字目ないし3文字目
		2 行目ないし 5 行目, 8 行目の 1 文字目ないし   7 文字目, 9 行目の 1 文字目ないし 1 0 文字
		「
		1 行目の 1 文字目ないし 1 5 文字目, 1 2 行目
	1	の1文字目ないし7文字目、13行目の1文字
		目ないし11文字目、14行目の1文字目ない
		し16文字目、16行目、18行目、20行
		目,23行目,25行目,27行目,29行目
		及び33行目
	2	表中1行目,2行目,3行目ないし20行目の
		左から2列目、22行目の左から2列目並びに
文書 4	_	25行目及び26行目の左から2列目
		表右下1行目の1文字目ないし3文字目
	3	1 1 行目, 1 2 行目, 1 6 行目, 2 0 行目, 2
		6行目及び33行目
	5	
	6	1行目, 6行目, 14行目及び15行目
	7	表中1行目、2行目ないし20行目の左から2
		列目、22行目の左から2列目及び26行目な
	5	表中1行目、2行目ないし20行目の左から2

		いし28行目の左から2列目
		表右下1行目の1文字目ないし3文字目
		2行目ないし5行目、8行目の1文字目ないし
		7文字目、9行目の1文字目ないし10文字
		目, 10行目の1文字目ないし11文字目, 1
		1行目の1文字目ないし15文字目,12行目
	1	の1文字目ないし7文字目、13行目の1文字
	'	目ないし12文字目、14行目の1文字目ない
		し16文字目,16行目,18行目,20行
		目、23行目、25行目、27行目及び29行
		目
	2	1 行目
		表中1行目、2行目、3行目ないし20行目の
	3	左から2列目、22行目の左から2列目、25
文書 5		行目及び26行目の左から2列目
	4	11行目、12行目、17行目、22行目及び
	4	3 0 行目
	5	1行目、8行目、18行目、26行目及び33
	5	行目
	6	3行目、12行目、19行目、25行目及び3
	0	1 行目
	7	2行目、8行目、14行目及び24行目
		表中1行目,2行目,3行目ないし21行目の
	0	左から2列目、23行目の左から2列目及び2
	8	7行目ないし29行目の左から2列目
		表右下1行目の1文字目ないし3文字目
文書 6	1	2行目ないし5行目、9行目の1文字目ないし
		7文字目、10行目の1文字目ないし10文字
		目,11行目の1文字目ないし11文字目,1
		2 行目の 1 文字目ないし 1 5 文字目, 1 3 行目
		の1文字目ないし7文字目,14行目の1文字
		目ないし12文字目、15行目の1文字目ない
		し16文字目,17行目,19行目,21行
		目, 24行目, 26行目, 28行目及び30行
		目
	2	2 行目

		表中1行目、2行目、3行目ないし20行目の
	3	左から2列目、22行目の左から2列目、25
		行目及び26行目の左から2列目
	4	11行目,12行目,17行目,22行目及び
		3 0 行目
	5	1行目, 8行目, 19行目, 27行目及び34
		行目
	6	2行目、11行目、18行目、24行目及び3
	6	0 行目
	7	1行目、7行目、13行目及び23行目
		表中1行目、2行目、3行目ないし21行目の
	8	左から2列目、23行目の左から2列目及び2
		7 行目ないし2 9 行目目の左から2 列目
		2行目ないし5行目、10行目の1文字目ない
		し7文字目、11行目の1文字目ないし10文
		字目、12行目の1文字目ないし11文字目、
		13行目の1文字目ないし15文字目,14行
	1	目の1文字目ないし7文字目、15行目の1文
	·	字目ないし12文字目、16行目の1文字目な
		いし16文字目,18行目,20行目,22行
		日、25行目、27行目、29行目及び31行
	2	9行目
		表中1行目,2行目,3行目ないし20行目の
1	3	左から2列目、22行目の左から2列目、25
文書 7		行目及び26行目の左から2列目
		11行目,12行目,17行目,22行目及び
	4	30行目
	5	1行目、8行目、19行目、26行目及び31
		行目
	6	3行目,10行目,16行目,22行目,28
		行目及び34行目
	7	5 行目及び 1 5 行目
	8	表中1行目、2行目、3行目ないし20行目の
		左から2列目、22行目の左から2列目及び2
		6 行目ないし28 行目の左から2列目
<u> </u>	1	

		上部表中1行目,2行目ないし8行目の左から 1列目及び2列目並びに9行目の1列目
	1	上部表外左上の記載
		上部表外右下1行目の1文字目ないし5文字
		目,3行目の1文字目ないし3文字目並びに4
		行目の1文字目ないし5文字目
		下部表外左上の記載
		下部表中1行目、2行目ないし19行目の1列
文書 8		目及び2列目及び20行目の1列目
入官の		下部表外右下1行目の1文字目ないし5文字
		目, 3 行目の 1 文字目ないし 3 文字目, 4 行目
		の1文字目ないし5文字目及び5行目の1文字
		目ないし13文字目
	2	7行目ないし10行目、12行目、15行目、
		17行目,19行目,23行目,25行目,2
		7行目、29行目及び33行目
	3	2 2 行目
	4	2行目、14行目、15行目及び26行目
文書 9	1	7行目ないし10行目、12行目、15行目、
		19行目、21行目及び25行目
	2	4 行目
		表外左上の記載
	3	表中1行目,2行目ないし14行目の1列目及
		び2列目並びに15行目の1列目
		表外下1行目の1文字目ないし5文字目,3行
		目の1文字目ないし3文字目及び4行目1文字
		目ないし5文字目
文書 1 0	1	7行目ないし10行目